

第 1 3 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 3 年 7 月 5 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 33 分

場 所 中央公民館 軽運動室

出欠者 出席者 15 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

議案 第 1 号 議席の決定及び地区担当委員の選任について

議案 第 2 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 農地法第 5 条の規定による転用計画変更申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農業委員会等に関する法律第 37 条に基づく事務の実施状
況の公表について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（15 名）

1 番 吉田 孝行

2 番 中村 伸秀

3 番 松永 博視

4 番 岡本 義照

5 番 近藤 茂

6 番 井寺 知江子

8 番 角 豊明

9 番 中村 浩章

1 0 番 北原 良輝

1 1 番 城戸 慎吾

1 2 番 溝口 弘之

1 3 番 城戸 孝行

1 4 番 富安 春二

1 5 番 古賀 重満

1 6 番 坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（1名）

7 番 成清 輝美

会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 30 分 開会

○事務局

皆さんこんにちは。時間になりましたので始めさせていただきますけども、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしていただきますようご協力をお願いいたします。

○議 長

皆さんこんにちは。皆さん大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。只今から、第 1 3 回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は、7 番の成清輝美委員が欠席、それから 1 3 番の城戸委員が遅れるということでございます。今回も、「新型コロナウイルス感染症」の対策として、出来るだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員さんは、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響のないご質問につきましては、最後の協議事項の際にお願い致します。

本日の総会は、報告事項が 3 件、議案が 7 件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、1 2 番の溝口弘之委員、1 4 番の富安春二委員をお願いいたします。

また、本日より新たに農業委員になられました松永博視委員に参加いただいております。今日が初日でございますので、一言ごあいさつをいただきたいと思っております。松永委員、お願いいたします。

○委 員（3 番）

松永です。行政区は下富久で現在ですね農事組合法人の組合長をやっております。以後よろしくお願ひします。

○議 長

ありがとうございました。それでは総会に入ります。今回は、報告事項の前に、先ず、議案第1号、議席の決定及び地区担当委員の選任について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第1号 議席の決定及び地区担当委員の選任について

でございます。

議席の決定及び地区担当委員の選任につきましては、過去の総会の際にて決定をしていただいているところでございますが、本日より、新たに松永博視さまに農業委員になっていただきましたので、改めまして決定いただくものでございます。

それでは、ご提案させていただきます。松永委員の議席番号につきましては、前、田中委員の後任でございますことから、そのまま欠番でありました3番としまして、また、井寺委員に代行いただいております二川地区の担当委員につきましても、地元推薦委員である松永委員へお願いしたいとご提案するものでございます。なお、本日の総会議案での二川地区の担当委員までは井寺委員にお願い致しまして、松永委員につきましては総会終了後より二川地区の担当委員としてお願いしたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議 長

ただいま事務局から説明のあったとおりで決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なし】

異議もないようですので、決定いたします。松永委員の議席番号は3番に決定いたします。また、二川地区担当の委員につきましては、次回総会より松永委員になりますので、よろしくお願ひいたします。

【席番号札変更】

それでは、報告事項にはいります。報告第1号から第3号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

今回も出来るだけ簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

第1項、所在、馬間田、地目、田、2筆、面積計、1,863㎡、貸人、上北島の____
__さん、借人下北島の_____さん、親子間でございますけども解約ということです。
解約引き渡し日は令和3年6月14日、解約事由は売買のためでございます。続きまして2ページをお願いします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

第1項は、中間管理事業を活用した利用権設定の解約、第2項につきましては耕作
者変更のため、第3項、第4項は売買のため、第5項は借人死亡のための解約でござ
います。続きまして5ページをお願い致します。

報告第3号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

でございます。

第1項、契約、賃貸借、所在、蔵数、地目、畑、面積4㎡でございます。携帯電話
基地局設置につきましては転用許可不要で届出となっております。本件は_____
株式会社の基地局が設置されるものでございます。報告の説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第2号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

でございます。

第1項、氏名、____、住所、久留米市三潴町西牟田、経営形態、水稻、面積は1,397a、農業労働力が65歳以上の男性と女性が各1名そして後継者が1名でございます。ご本人は65歳以上でございますが後継者がいらっしゃいますので要件は満たしているということでございます。説明は以上でございます。

○議長

只今事務局から説明のありました議案第2号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。____委員どうぞ。

○委員(1番)

この____さんというのは久留米の三潴ということで住所がなってますけど、当然今回登録申請されるということはどこかの土地を購入予定ちゅうことでなっていると思えますけれども、実際どこかの法人の組織に属してあるとかそういうことはないんですかね。ちょっとどこかにきを買われるかと、単純に本人が農業経営をしてあるのかどうか、その確認だけです。

○議長

はい、事務局お願いします。

○事務局

はい、こちらの____さんの具体的な地番までは伺ってないんですけども西牟田の方で農地を買う予定で準備をすすめていらっしゃるようです。その土地の相続権かなんかまだ手続きがされている途中ということですのでその準備が整ったならば出したいというような意向を持っていらっしゃいます。筑後市内にもですね西牟田に農地を幾分かもってらっしゃいまして筑後市分と三潴町分で農地を現在保有してあるところです。ちょっと法人の方については申し訳ないです、私ども把握していないところです。

○議長

だそうです。どうぞ、___委員。

○委員（5番）

私から少し補足をさせてもらっていいですか。あの、確かですね認定、法人の構成員の加入はありませんけど、認定農業者の資格をですねっておられると思います。それで、その後継者という方はですね、_____さんがちょっと体を体調くずされて、息子さんが広島か何かで確か学校の先生をやっておられたけれどもですね、それを辞職して一応お父さんの後を継ぐというようなかたちになったそうです。以上です。

○議長

他にありませんか。はい、___委員。

○委員（1番）

ちょっとすみません。あんまりたいしたあれじゃないとですが。1,397aの経営形態が水稻だけちゅうことであれば、三潴、久留米市の要件がよく分りませんが、認定農家の資格をもってあるというふうに今___さんおっしゃいましたけど、普通無いのかなち思うだけなんですけど、もってあつとですか。

○委員（5番）

経営形態はですね、あの、水稻の他に当然麦作と大豆ですね、複合経営をやっておられます。それで、これはあの経営者が水稻・・・米麦大豆をですね。

○委員（1番）

いや、13町やったけん、13反じゃなかった。勘違いしましたすいません。

○議長

じゃあいいですね。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の8ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

利用権設定は借り人で5件でございますけれども、第1項のみ説明させていただきます。第1項、所在、鶴田、地目、畑2筆、面積計の3,957㎡、利用権は賃貸借、貸人、鶴田の_____さん、借り人は山ノ井の_____、こちらは個人経営の____さんが設立されている会社となります。でこの_____株式会社でございます。利用目的はいちご、借賃は施設込みで総額年____万円、期間は5年間でございます。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書は13ページをお願いいたします。括弧書きは中間管理事業でございますが今回は中間管理事業分はございません。先ず総計でございます。田2件、面積、10,715㎡、畑は5件、面積、42,908㎡、合計の7件で53,623㎡でございます。新規・再設定の別でございますが、新規が7件でございます。通年・期間借地の別も通年が7件でございます。小作料納入別では、金納が6件、物納1件でございます。右の表をお願いいたします貸借期間別でございますが、5年が6件と10年が1件となっております。議案第3号の説明は以上でございます。

○議長

説明が終わりました。議案第3号について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第4号、農地法第3条でございます。第1項から第9項までは関連致しますので一括して提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは、議案書の14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
でございます。

第1項から第9項までの受人は全て山ノ井の_____さんとなっております。それでは、第1項から読上げさせていただきます。第1項、契約、売買、所在、一条、地目、田2筆、面積計1,087㎡、渡人、神奈川県_____さん、売買価格は2筆で計の____万円でございます。

続きまして、第2項、契約、売買、所在、一条、地目、田14筆、畑が3筆、面積計の9,163.91㎡、渡人は一条の_____さん、売買価格は全部で約____万円、反当たり____万円とされております。

続きまして、第3項、契約、売買、所在、水田、地目、畑7筆、面積計の2,449.72㎡、渡人、水田の_____さん、売買価格は全部で約____万円、反当たり____万円でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。第4項、契約、売買、所在、若菜、地目、畑2筆、面積計の82㎡、渡人は若菜の_____さん、売買価格は全部で____万円でございます。

続きまして、第5項、契約、売買、所在、水田、地目、畑1筆、面積が810㎡、渡人は糸島市の_____さん、売買価格は総額の____万円、反当たりが____万円でございます。

続きまして、第6項、契約、売買、所在、水田、地目、畑7筆、面積計の3,218㎡、渡人が水田の_____さん、持分が1/2、と太宰府市の_____さん、持分が1/2、売買価格は下野内____、上から二つ目ですね、____が反当たりの____万円、その他は反当たりの____万円で、総額で約____万円とされております。

続きまして、第7項でございます。17ページをお願いいたします。契約、売買、所在、水田、地目、畑1筆、面積が796㎡、渡人、水田の_____さん、売買価格は総額約____万円、反当たり____万円でございます。

続きまして、第8項、契約、売買、所在、水田、地目、畑1筆、面積399㎡、渡人、水田の_____さん、売買価格は総額約____万円、反当たり____万円でございます。

続きまして、第9項、契約、売買、所在は水田で、地目、畑1筆、面積919㎡、渡人は水田の_____さん、売買価格は総額約____万円、反当たり____万円とされております。いずれも、離農や規模縮小のために受人の方へ所有者の方から相談があつて、所有権移転されるものでございます。9件合計で面積は18,924.6㎡、1町9反弱という面積になってございます。と、概ねの位置ですけれども、一条の方につきましては__

_____さんの東側から南辺りですね、広川との境のあたりの一条でございます_____の周りといったところです。と水田の方が固まっておりますけれども、水田につきましてはこれは_____さん、今_____さんかな、の真ん中を通り抜ける道が_____さんの敷地のところですね通り抜ける道がございますけれども、その道を東の方に抜けましたら尾島の方に行く道ですけれどもそのなかに畑地帯が一带ありますけれども、その真ん中辺りをまとめて、1件だけ買ってほしいという話が持ちかけがあったら、その周りの方がですね、じゃあ私のところもというような話になったというようなことで伺っております。そういったような状況でございます。9項までの説明は以上でございます。

○議 長

第1項から第9項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。第1項から第9項まで、それと水田の方の場所の補足で、_____と_____さんの間ぐらの土地になると思います。よろしくお願いいたします。

○議 長

説明も終わりましたので、議案第4号第1項から第9項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、順に採決をとります。

第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第2項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第3項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第5項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第6項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第7項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第8項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第9項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第10項について提案いたします。事務局の説明をお願い致します。

○事務局

はい、それでは17ページ、第10項でございます。契約、贈与、所在、前津、地目、樹園地1筆、面積2,102㎡、渡人、前津の_____さん、受人、同じく前津の_____さん、梨・ぶどうを生産されておりました、親子間の計画的な贈与というようなことでございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは第10項について担当委員の説明をお願い致します。

○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。審議のほうよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第10項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第10項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第11項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、18ページをお願い致します。第11項、契約、売買、所在、馬間田、地目、田2筆、面積計1,863㎡、渡人、上北島の_____さん、受人、久富の_____さん、申請事由は渡人の都合としてされておりまして、立地面から少し整理をされているというようなことでございます。作物は水稻を予定されておりまして、売買価格は全部で___万円でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

第11項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

11項につきましては今の事務局の説明どおりです。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長

説明が終わりましたので、第11項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第11項について、許可するこ

とに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第12項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第12項、契約、売買、所在、津島、地目、田1筆、面積568㎡、渡人、みやま市の_____さん、受人、野町の_____さん、申請事由は____さんの離農によるもので、作物は米、麦を予定されております。事務局の説明は以上でございます。

○議長

第12項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議のほどよろしくお願いたします。

○議長

説明が終わりましたので、第12項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第12項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、議案第5号、5条転用の変更について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは私の方から説明を差し上げます。議案書の19ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による転用計画変更申請について

でございます。

説明に入る前にですね、すいません1件修正をお願いしたいと思います。備考欄のですね、第2種農地としておりましたけれども第3種農地でございます。失礼いたしました。それでは説明に入らせていただきます。第1項、契約、売買、所在、熊野、地目、畑、2筆、面積、1,835㎡、渡人、久留米市大善寺町の_____さん、受人は広川町長延の_____さん、変更計画申請事由は、当初計画に基づく事業完了困難のため、事業期間の変更を行うものとなっております。理由としましては、擁壁の水抜き穴の排水の苦情があり半年近く着工できなかつたこと、それと、道路位置指定協議ですね、八女県土整備事務所との協議に道路位置指定通知を受けるまで、建築確認提出を控えるよう指導があったことによるものでございます。場所の確認をお願い致します。地図のですね2ページになります。(地図により位置説明)こちら令和2年10月許可を行った案件で建売7棟の計画となっていたところでございます。現況は、造成工事、道路も完成しております。区画も変更前の計画どおり7区画整備されており、今回の変更申請は工期の変更のみでございます。工期は、変更前が令和2年12月1日着工、令和3年12月20日事業完了予定でしたけれども、変更後の工期は、着工が令和3年3月20日、事業完了が令和5年3月20日予定となっております。先ほど修正いただきました様に第3種農地でございます。当初の売買価格は総額で万円、坪単価の_____円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

今事務局の説明のあったとおりです。地図は2ページにあります。自動車試験場を北に突き当たったところにちょうどなります。工事等、もうU字溝埋けて区画までびしゃっと今出来上がった状態になっております。ご審議方よろしくお願い致します。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、議案第5号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は8件でございます。それでは、第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の20ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

でございます。

第1項でございます。契約は売買、所在は長浜、地目は畑1筆、面積561㎡、渡人、は筑後市長浜の_____さん、受人は八女市納楚の_____さん・____さん、それぞれ持分1/2でございます。申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願い致します。3ページをご覧ください。（地図により位置説明）自己住宅126.77㎡の計画となっております。こちらの農地区分は、用途地域、第3種農地となっております。売買価格は総額で____万円、坪単価の_____円となっております。説明は以上です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局から説明のあったとおりでございます。ご審議方よろしくお願ひ致しま

す。3ページでございます。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第6号第1項について、質問のある方はどうぞよろしくお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。次に、第2項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、契約、売買、所在、長浜、地目、畑1筆、面積973㎡、渡人、筑後市山ノ井の_____さん、受人は、筑後市長西田正治、申請事由は、駐車場でございます。保育所の駐車場整備という計画となっております。場所の確認をお願いします。4ページでございます。（地図により位置説明）こちらの農地区分につきましては用途地域、第3種農地ということになります。売買価格につきましては、総額の_____万円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局から説明のあったとおりでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。4ページでございます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はどうぞよろしくお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第2項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約は使用貸借、所在は前津、地目は畑1筆、面積411㎡、貸人、八女市蒲原の_____さん、借人は三潯郡大木町の_____さん、申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページになります。（地図により位置説明）自己住宅87.35㎡の計画となっております。こちらの農地区分につきましては、農振区域内ですね、第1種農地という判断をしております。農振除外につきましては今年ですね6月25日に除外が完了しております。なお、親子間での使用貸借となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今事務局の説明どおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりましたので第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第3項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書21ページをご覧ください。第4項、契約、売買、所在、上北島、畑

1筆、面積211㎡、渡人、筑後市水田の_____さん、受人、筑後市上北島の_____さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページでございます。（地図により位置説明）自己住宅の71.00㎡の計画となっております。こちらの農地区分は、住宅に囲まれておりですね第3種農地と判断しております。一体利用地としてですね、101.72㎡、こちら通路ですね、となっております。売買価格につきましては総額の_____万円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

それでは担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今の事務局より説明があったとおりでございます。審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長

説明が終わりましたので、第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第4項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第5項、契約、使用貸借、所在は津島、地目は畑1筆、面積330㎡、貸人、筑後市津島の_____さん、借人は同じく津島ですね_____さん、持分が4/10、同じく_____さん、持分6/10、申請事由は、自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願い致します。7ページでございます。（地図により位置説明）こちらのほうですね自己住宅115.93㎡の計画となっております。こちら

の農地区分は、住宅に囲まれており第3種農地と判断してございます。説明は以上になります。

○議 長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

事務局の説明どおりでございます。地図は7ページです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長

説明が終わりましたので、第5項について、質問のある方はどうぞお願ひいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第5項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第6項、契約、贈与、所在は若菜、地目は畑1筆、面積は12㎡でございます。渡人は筑後市和泉の_____さん、受人は筑後市若菜の_____さん、申請事由は、自宅への進入路拡幅という計画になっております。場所の確認をお願いします。地図の8ページでございます。（地図により位置説明）こちらの農地区分はですね、用途地域、第3種農地となります。サザンクス筑後の北側の場所になってございましてですね、平成27年3月に許可した場所の入り口でございます。今回はですね自宅への進入路が狭いことと、以前ですね申請した際に污水管がですねこちらのほう入っていたそうですので、今回贈与という形になったとのことでございます。以上でございます。

○議 長

それでは担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

6項につきましては只今の事務局の説明どおりです。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第6項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第6項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第7項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書22ページをご覧ください。第7項、契約、売買、所在、西牟田、地目、畑1筆、面積158㎡、渡人、福岡市東区の_____さん、受人は、筑後市蔵数の_____さん、申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願い致します。地図の9ページでございます。(地図により位置説明)こちらのほう自己住宅88.79㎡の計画となっております、一体利用地としてですねこのすぐ北側ですね宅地を77.73㎡と併せてですね一体利用地ということになってございます。こちらの農地区分につきましては、住宅に囲まれており第3種農地と判断しております。売買価格につきましては、総額の____万円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容につきましては今、事務局の説明のとおりであります。一応3種農地ということで、JRの西牟田駅からは約220mとなっております。地図は9ページになりま

す。よろしくお願いいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第7項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第7項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第8項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは第8項、契約、売買、所在、西牟田、地目、畑1筆、面積541㎡、渡人はみやま市瀬高町の_____さん、受人は久留米市荒木町に本社がございます株式会社_____代表取締役の_____さん、申請事由は、倉庫建築・駐車場整備という計画となっております。場所の確認をお願い致します。10ページをご覧ください。

(地図により位置説明)こちらですね、一体利用地としまして518.18㎡の宅地の部分のほとんどにですね倉庫が建築されちょっと上の方のですね、一部の農地に倉庫が少しかかるという計画でございます。こちらはですね、_____さんは、西牟田のですね_____の北側に工場がありましてですね、今回の倉庫建築・駐車場は工場から近い場所ということで申請されたものでございます。_____さんはですね主に産業機械の開発とかですね機械設備据付等の業務を行っておられ、主な取引先として____、____等となっております。またこちらの農地区分はですね、第3種農地という判断をしてございます。売買価格につきましては総額____万円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

本件はですね、実は平成31年の4月の25日にですね、5条の転用許可処分が出ておりましたけれども、前回の転用業者の方がですね金融機関の本審査で融資がおりなかったということで売買契約が不成立というようなことに実態がございました。それで今回の申請書がちょっと見せていただきましたけど、金融機関の残高証明もあるということで添付されておりましたので付け加えておきます。以上です。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第8項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第8項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第7号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。

議案第7号 農業委員会等に関する法律第37条に基づく事務の実施状況の公表について

でございます。

資料はですね別紙の方を説明をさせていただきたいと思います。ちょっと長くなりますけれども、簡潔に行きたいとおもいます。別紙の1ページから8ページが令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となっております。まず、1農業委員会の状況ですけれども、1農業の概要ですが、こちらの数値は農林業センサス2015に基づく数値を入力するということになっておりますので、おそらく以前の数値と同じになってございます。最新の情報に対する公表が遅れると県から連絡を受けております。それとですね一部、面積の数値が合いませんけど、これも公表されて

いるセンサスの数値にあわせているためでございます。農家の数等についてもセンサスの数値でございます。次の2番の農業委員会の体制ということでございます。こちらの方は表をご参照いただければと思います。続きまして2ページをご覧ください。こちら2番、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。現状につきましては、令和2年3月現在の管内の農地面積が1970ha、これまでの集積が1479haで集積率は75.10%となっております。課題につきましてはそこに記載しているとおりでございます。それと次の2番目、令和2年度の目標及び実績でございます。こちら集積目標をですね1480haで集積の実績は1479haと僅かに届きませんでしたけれども、ほぼ達成と言って良いのではないかと思います。それで、うち、新規実績のところを0haとしておりますけれども、こちらのほうですね、面積を今のところ拾いきっておりませんので集計できてからですね、お示しするというところでご了承をお願いしたいというふうに思います。3番の目標の達成に向けた活動でございます。活動計画はそこに書いておりますように、各関係団体が連携して新規就農者の借受農地の調整等を通じ利用権設定を行うという計画で、活動実績につきましてはですね、新規就農者8名、6経営体の利用権設定を行ったところでございます。3月・5月・9月にですね併せて21709㎡ということで利用権設定を行ったところでございます。目標及び活動に対する評価は妥当であるとしてございます。次、3ページをご覧ください、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。現状及び課題のところですね、新規参入の状況を3ヶ年分書いてございます。29年度、30年度、元年度ですね。で、課題に書いておりますけれども、新規就農のほとんどが施設園芸での新規就農であり、就農時の施設及び土地の確保、並びに就農後の定着、経営安定について、関係機関が連携して支援する必要があるということで書いてございます。これに伴いましてですね、2番の令和2年度の目標及び実績でございますけれども、参入目標を2経営体、参入目標面積を0.5haとしていたところ、参入実績が6経営体、面積が2.2haということでそれぞれ達成状況が300%、440%ですね、なっておりますのでございます。3番の目標の達成に向けた活動につきましては先ほど申し上げたとおりで、計画は2名でしたけれども活動実績としては新規就農者8名6経営体の利用権設定をしたというところでございます。4番の評価につきましては両方とも妥当であるとしておるところでございます。続きまして、4ページですね、次のページをお願いいたします。4番の遊休農地に関する措置に関する評価でございます。現

状、令和2年3月現在の現状としまして、管内の農地面積が1985.1ha、遊休農地面積は15.1ha、割合といたしまして0.76%ということになってございます。課題としまして遊休農地は、耕作条件の不利な場所に点在しておりさらなる解消は厳しい状況にあると書いてございます。2番の令和2年度の目標及び実績ですけど、解消の目標が0.3haございまして、解消の実績が2.1ha、これをしますと700%と言う形になってございます。それです、3番2の目標の達成に向けた活動ですけども、耕作放棄地等の関係でまた、この後お願いをするんですけど、8月から9月に調査を実施して取り纏めを9月から11月にすると、で利用意向調査を11月から1月にかけてやるという計画で、活動実績は下に書いておりでございます。9筆、32条第1項第1号のところでございますが、調査数が9筆、調査面積1.1haということでございます。評価は同じく妥当であるということにしております。続きまして5ページです、5番の違反転用への適正な対応ということでございます。こちら、令和2年3月の現在の現状でございます。管内の農地面積1970ha、違反転用面積は0haでございますけれども、こちらのほうです、県の法に基づいた是正の文書をですね発出したところは無いということですね0haというふうになってございます。課題としては、農地法に対する認識不足でですね無届の農地改良行為が残土置場等の違反転用に繋がる恐れがあるということを書いております。2番の実績はそれぞれ0でございます。あの、活動計画と3番のですね、活動計画と事業実績及び評価でございますけれども、こちらの方は活動計画、活動実績ともにホームページ等による農地転用制度の啓発と農地パトロールの的確な実施ということですので、しております。活動に対する評価は妥当であるとしております。続きまして6ページです、6ページのこちら、6番です、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。こちら、3条及び2番が4条、5条です、3条につきましては67件でございます。4条5条、2番のですね、は61件、意見を付して知事へ送付してございます。はい、7ページでございます。3番のですね農地所有適格法人からの報告への対応ということで、管内のですね農地所有適格法人数は46法人、で提出があったのがですね全部で40法人、その内ですね19法人につきましては督促、報告書の督促を行って、これにですね提出された13法人ということで、ただ、6法人につきましてはですねまだ報告があつてなかったというところでございます。提出しなかった理由としましてはそこに書いておるとおり、法定事項にあることに対する

認識不足ということがあげられると、ま、そういうことですので報告書の提出がですね、法定事項であることを再度説明して理解を得るということを対応方針としたい、でこのですね農地所有適格法人の状況についてということでの要件を欠く恐れがあるため、農業委員会が必要な措置を執るべき事を勧告した法人数は0でございます。はい、それと4番の情報の提供等ですね、こちら点検項目としまして3つあがっておりますけど、1番上の賃借料情報の調査提供ですね、こちらの方毎年チラシをお配りしているところでございます。情報の提供方法はこのチラシをですね、農政区を通じて各農家さんへ配布をしていると、それと、真ん中ですね農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象の権利移動数が694件と、取り纏めの時期としましては事案の都度処理、都度しているということでございます。こちらの方、議案の閲覧及び公告という形で対応しております。農地台帳の整備ですけれども、こちらの方2074haございましてデータ更新は事案の処理都度ですね更新をしておるところでございます。公表につきましてはインターネットということでございます。続きまして8ページですね、8ページですけども、こちら7番、8番になりますけれども、地域の農業者さまからのですね主な要望意見及び対処内容でございますけれども、こちらの方はなかったというようなことでございます。8番の事務の実施状況の公表につきましてはホームページでですね公表をしているところでございます。こちら意見のほうはありませんでした。と、活動状況の点検評価の公表もですねホームページに公表しているところでございます。はい、ここまでがですね、昨年度の実績です。

続けていいですか、続けて令和3年度の目標ですね、その達成に向けた活動計画です。こちらも同じような先ほどですねお示しした数値と同じような数値となっておりますけれども、農業委員会の状況につきましては先ほどと同じセンサス2015の数値を使うということですね、少し古い情報になっておりますけれどもこういう数字になってございます。それと耕作面積についても同様でございます。農業委員会の現在の体制ですね、2番のですね、これはこういうふうにお読み取りをいただきたいというふうに思います。任期満了は令和5年7月19日でございます。じゃあ後残り2枚でございます。10ページですね。2番の担い手への農地の利用集積・集約化でございます。こちら令和3年3月現在のですね現状でございます。管内の農地面積は1960ha、これまでの集積面積が1463ha、集積率は74.64%でございます。課題のほうはですね先ほどと同じでございます。で、令和3年度の目標及び活動計画

につきましては、集積面積をですね1463haでしたので2haだけ増やしたところで目標をですね入れておるところでございます。考え方としましては現状を維持しながらですね新規就農者による新規集積を図るところでございます。活動計画先ほど申しましたような構成団体ですね、後継者対策協議会等が連携して新規就農者の借り受け農地の調整等通じて利用権設定を行うとしております。と3番ですね、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですけれども、こちらに書いておる3ヶ年の計画と課題ですね、そして2番で令和3年度の目標及び活動計画でございますけれども、参入目標数を2経営体、参入目標面積を0.8haというふうにしておりまして、活動計画としましては、今年度就農予定者2名についてですね、利用権の設定を行うということしております。はい、最後11ページです。4番の遊休農地に関する措置でございます。こちらのほうですね令和3年3月現在は管内の農地面積1974.3ha遊休農地面積が14.3ha、割合としましては0.72%ということで課題は一緒でございます。それと2番の令和3年度の目標及び活動計画でございますけれども、目標としまして遊休農地の解消面積を0.3haというふうにしております。目標設定の考え方としましては所有者などによる適正管理を指導し解消を図るということにしております。こちらのほう例年同様8月から9月に調査を実施しまして取り纏めを9月10月、そして利用意向調査を11月から1月、取り纏めを1月から2月というふうに例年どおりですね頑張っていきたいというふうに思っております。5番目ですけども違反転用への適正な対応でございます。同じく現状としまして令和3年3月現在管内の農地面積が1960ha、違反転用面積が0ということでですね、先ほど申した課題は一緒で3年度の活動計画も同じような活動計画というふうにしていただいております。ちょっと長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、議案第7号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ、____委員。

○委 員（5番）

7ページですね、一番上の農地所有適格法人からの報告への対応ということで、管内には46の農地所有適格法人があるということですけど、これには解除条件付貸借の法人は含まれていないんですかね。

○事務局

入っていません。

○委員（5番）

解除件付の法人はだいたい凡そどのくらいいらっしゃるんですかね。あれだったら次回でよろしいですよ。

○事務局

次回に、はい。

○事務局

すみません、今の解除条件付が必要な法人っていうのは、要はこの適格法人で無い法人全てになるんですけども、農地を借りてあるような法人で適格法人じゃ無い法人を確認しておくことでよろしいですか。

○委員（5番）

はい。こう時々出てきますですからね。お願いします。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第13回農業委員会を閉会いたします。

午後3時33分 閉会